

寒川町選挙管理委員会告示第1号

寒川町議会議員選挙執行に係る選挙人名簿への登録の被登録資格
の決定の基準となる日等を定めることについて

令和7年2月24日に任期が満了する寒川町議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は令和7年2月3日とする。ただし、被登録資格決定の基準となる日のうち年齢の基準となる日は、同年2月9日とする

令和7年1月7日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光